

# 参 考 資 料

## 参考資料 1

- ・ 地方自治法抜粋
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律抜粋
- ・ 大館市・田代町合併協議会設置協議書案
- ・ 大館市・田代町合併協議会の規約等に関する確認書案

## 参考資料 2

残余財産の取扱いに関する確認書案

## 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

### 第三節 普通地方公共団体相互間の協力

#### 第一款 協議会

##### （協議会の設置）

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

##### （協議会の組織）

第二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

- 2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。
- 3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

( 協議会の規約 )

第二百五十二条の四 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 協議会の名称
- 二 協議会を設ける普通地方公共団体
- 三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目
- 四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
- 五 協議会の経費の支弁の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法
- 二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所
- 三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分の取扱い
- 四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

( 協議会の事務の管理及び執行の効力 )

第二百五十二条の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有する。

( 協議会の組織の変更及び廃止 )

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

## 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）抜粋

（趣旨）

第一条 この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（合併協議会の設置）

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。

4 次条第十八項又は第四条の二第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第四条の二第一項の代表者を委員として加えることができる。

5 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

## 大館市・田代町合併協議会設置協議書案

大館市・田代町合併協議会を設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、1市1町の長の間で別紙規約のとおり協議した。

平成16年 2 月 日

大館市長

田代町長

この文書の後には「大館市・田代町合併協議会規約」添付

## 大館市・田代町合併協議会の規約等に関する確認書案

大館市長と田代町長（以下「1市1町の長」という。）は、大館市・田代町合併協議会規約（以下「規約」という。）中、1市1町の長が協議して定める事項、その他確認を必要とする事項について、下記のとおり協議し、確認した。

### 記

#### 《1市1町の長が協議して定める事項》

##### 1. 会長の選任について（規約第6条第1項）

役職名	氏名	備考
会長		
副会長		

会長である市町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに市町長に就任した場合には、1市1町の長の協議により、会長を選任するものとする。

副会長である市町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに市町長に就任した場合には、協議会の副会長としての身分を継承するものとする。

##### 2. 委員の選任について（規約第8条第1項第4号）

北秋田地域振興局長 石井 護
----------------

##### 3. 事務局の事務に従事させる職員について（規約第15条第2項）

市町村名	職名	氏名	事務局職名
大館市	室長	斎藤 誠	事務局長
〃（秋田県）	副主幹	松田 博	事務局次長

〃	係長	本多 恒博	
〃	主任	竹村 邦人	
〃	主任主事	鳥潟 幸男	
田代町	主幹	小林 浩	事務局次長
〃	主任主事	工藤 学	

合計 7 名

4 . 1 市 1 町の負担金の額について（規約第 1 6 条第 2 項）

1 市 1 町の負担金の額は、1 市 1 町が負担すべき経費総額の 4 割を均等割とし、残額を平成 1 2 年国勢調査による人口割として、それぞれ算出した額とする。この場合において、国の合併準備補助金がある場合は、1 市 1 町が負担すべき経費総額から当該補助金の総額を差し引いた額の 4 割を均等割とし、残額を平成 1 2 年国勢調査による人口割として、それぞれ算出した額に、当該補助金を加算した額とする。

派遣職員（秋田県職員）に係る経費は、大館市が支払い、1 市 1 町の負担すべき経費総額の 4 割を均等割とし、残額を平成 1 2 年国勢調査による人口割としてそれぞれ算出した額を負担するものとする。

5 . 規約の施行日について（附則）

規約の施行日は、平成 1 6 年 3 月 2 日とする。

《会長が定める事項》

6 . 協議会に属する現金を預ける金融機関について（規約第 1 7 条）

金融機関名	株式会社秋田銀行 大館支店
-------	---------------

## 《その他の事項》

### 7. 市町長会議の開催について

必要に応じ、市町長による会議を開催するものとする。

### 8. 委員及び監査委員の公務災害補償制度の適用について

規約第8条第1項第1号から第3号までの委員（市町長、議長、議員、学識経験者）及び同第18条第1項の監査委員については、それぞれが属する市町の公務災害補償制度を適用するものとする。

### 9. 協議会事務局職員の身分等について

事務局職員の身分は、それぞれの市町（派遣元）に属する。

事務局職員の給与及び共済費等は、それぞれの市町（派遣元）で負担する。

地方公務員法第27条第2項及び第3項に規定する分限及び懲戒処分はそれぞれの市町（派遣元）の条例による。ただし、県派遣職員については、「派遣職員の取扱いに関する協定書」による。

地方公務員法第24条第6項に規定する給与、勤務時間、その他の勤務条件は、それぞれの市町（派遣元）の条例による。

勤務時間の割り振り並びに休憩及び休息時間は、会長の属する市町の例による。

その他法令や別に定めがあるものを除き、職員の服務に関する事項は会長の属する市町の例による。

### 10. 規約・規程等で「会長が定める（指定する）」の取扱いについて

規約、規程等で規定する会長が定める（指定する）事項は、特に必要な場合を除き、継続性を確保するため任意合併協議会での既定事項の例により運用するものとする。



11. 確認内容の変更について

本確認内容等に変更が生じた場合は、別に協議の上、確認書を取り交わすものとする。

以上のとおり協議し、確認した。

平成16年 2月 日

大館市長

田代町長

残余財産の取扱いに関する確認書案

大館市・田代町任意合併協議会（以下「甲」という。）比内町（以下「乙」という。）及び小坂町（以下「丙」という。）は、乙及び丙が平成15年12月26日をもって大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会から退会したことに伴う同協議会の残余財産の取扱いについて、別紙大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会負担金清算計算書により、次のとおりとすることを確認する。

- 1 甲は、乙に対し、負担金返戻金として金942,164円を支払うものとする。
- 2 甲は、丙に対し、負担金返戻金として金811,294円を支払うものとする。
- 3 次の表に掲げる物品は、甲に帰属するものとする。

品 名	数 量
デジタルカメラ	1
スキャナ	1
ICレコーダー	2
事務用机キャスターセット	1
ホワイトボード予定表	1
事務用いす（肘付き）	1
DVD・CD-RWドライブ	1
MOドライブ	1
合 計	9

- 4 公印は、甲において廃棄処分するものとする。
- 5 乙及び丙は、甲又は大館市若しくは田代町に対し、今後この件に関する一切の請求、異議申し立て、訴訟等をしないものとする。

以上の確認の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年 月 日

甲 大館市字中城20番地  
大館市・田代町任意合併協議会  
会長 大館市長 小 畑 元

乙 比内町扇田字新大堤下93番地6  
比内町長 大 澤 清 治

丙 小坂町小坂鉦山字尾樽部37番地2  
小坂町長 川 口 博

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会負担金清算計算書

平成15年12月26日現在歳入歳出差引残額 4,809,865円

平成15年12月26日現在備品帳簿価格 156,736円

平成15年12月26日現在残余財産合計額 4,966,601円

返戻金の計算

均等割

・大館市  $12/26$ 残余財産合計額  $\times 1/2 \times 1/4 =$  620,825円 (A)

・比内町  $12/26$ 残余財産合計額  $\times 1/2 \times 1/4 =$  620,825円 (B)

・田代町  $12/26$ 残余財産合計額  $\times 1/2 \times 1/4 =$  620,825円 (C)

・小坂町  $12/26$ 残余財産合計額  $\times 1/2 \times 1/4 =$  620,825円 (D)

人口割

・大館市  $12/26$ 残余財産合計額  $\times 1/2 \times 70.94\% =$  1,761,654円 (E)

・比内町  $12/26$ 残余財産合計額  $\times 1/2 \times 12.94\% =$  321,339円 (F)

・田代町  $12/26$ 残余財産合計額  $\times 1/2 \times 8.45\% =$  209,839円 (G)

・小坂町  $12/26$ 残余財産合計額  $\times 1/2 \times 7.67\% =$  190,469円 (H)

返戻金合計

・比内町 (B) + (F) = 942,164円

・小坂町 (D) + (H) = 811,294円

・(大館市) (A) + (E) = 2,382,479円

・(田代町) (C) + (G) = 830,664円

比内町・小坂町への返戻金合計額

(B) + (F) + (D) + (H) = 1,753,458円

大館市・田代町任意協議会持越し金額

平成15年12月26日現在歳入歳出差引残額  
 - 比内町・小坂町への返戻金合計額  
 = 4,809,865円 - 1,753,458円 3,056,407円

平成 1 5 年度

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会歳入歳出計算書

平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会歳入歳出計算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		15,499,000	15,499,000	15,499,000	0	0
	1 負担金	15,499,000	15,499,000	15,499,000	0	0
2 県支出金		5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0
	1 県補助金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0
3 諸収入		1,000	10	10	0	990
	1 諸収入	1,000	10	10	0	990
歳入合計		20,500,000	20,499,010	20,499,010	0	990

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		2,902,000	2,223,470	678,530	678,530
	1 総務管理費	2,902,000	2,223,470	678,530	678,530
2 事業費		17,529,000	13,465,675	4,063,325	4,063,325
	1 事業推進費	17,529,000	13,465,675	4,063,325	4,063,325
3 予備費		69,000	0	69,000	69,000
	1 予備費	69,000	0	69,000	69,000
歳出合計		20,500,000	15,689,145	4,810,855	4,810,855

歳入歳出差引残額

4,809,865円

平成 1 5 年度

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会歳入歳出計算事項別明細書

平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会歳入歳出計算事項別明細書

(歳入)

(単位：円)

款	項	目	予 算				現 額		調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考	
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節						
							区 分	金 額					
1	負担金		15,499,000	0	0	15,499,000			15,499,000	15,499,000	0		
	1	負担金	15,499,000	0	0	15,499,000			15,499,000	15,499,000	0		
		1	負担金	15,499,000	0	0	15,499,000			15,499,000	15,499,000	0	
							1	1市3町負担金	15,499,000	15,499,000	15,499,000	0	大館市 7,434,870 比内町 2,940,160 田代町 2,592,208 小坂町 2,531,762
2	県支出金		5,000,000	0	0	5,000,000			5,000,000	5,000,000	0		
	1	県補助金	5,000,000	0	0	5,000,000			5,000,000	5,000,000	0		
		1	県補助金	5,000,000	0	0	5,000,000			5,000,000	5,000,000	0	
							1	市町村合併重点支援地域指定市町村支援事業費補助金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	
3	諸収入		1,000	0	0	1,000			10	10	0		
	1	諸収入	1,000	0	0	1,000			10	10	0		
		1	諸収入	1,000	0	1,000			10	10	0		
							1	雑入	1,000	10	10	0	
歳 入 合 計			20,500,000	0	0	20,500,000			20,499,010	20,499,010	0		

(歳出)

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額						支出済額	不用額	備 考		
			当 初 予算額	補 正 予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予 備 費 支出及び 流用増減	計	節					
								区 分				金 額	
1	総務費		2,902,000	0	0	0	2,902,000			2,223,470	678,530		
	1	総務管理費	2,902,000	0	0	0	2,902,000			2,223,470	678,530		
		1	会議費	1,288,000	0	0	0	1,288,000			1,092,392	195,608	
								1	報酬	480,000	415,000	65,000	
								9	旅費	133,000	101,600	31,400	
								11	需用費	439,000	420,490	18,510	消耗品費 377,626 食糧費 42,864
								12	役務費	38,000	37,178	822	通信運搬費 37,178
								13	委託料	198,000	118,124	79,876	
		2	事務局費	1,614,000	0	0	0	1,614,000			1,131,078	482,922	
								4	共済費	7,000	4,720	2,280	
								7	賃金	609,000	449,880	159,120	
								9	旅費	336,000	62,840	273,160	
								11	需用費	257,000	255,024	1,976	消耗品費 255,024
								12	役務費	127,000	89,357	37,643	通信運搬費 81,657 手数料 7,700
								18	備品購入費	278,000	269,257	8,743	
2	事業費		17,529,000	0	0	0	17,529,000			13,465,675	4,063,325		
	1	事業推進費	17,529,000	0	0	0	17,529,000			13,465,675	4,063,325		
		1	事業推進費	17,529,000	0	0	0	17,529,000			13,465,675	4,063,325	
								11	需用費	2,266,900	2,266,900	0	消耗品費 604,750 印刷製本費 1,662,150
								13	委託料	15,262,100	11,198,775	4,063,325	



(歳出)

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額						支出済額	不用額	備 考		
			当 初 予算額	補 正 予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予 備 費 支出及び 流用増減	計	節					
								区 分				金 額	
3 予備費			69,000	0	0	0	69,000			0	69,000		
	1 予備費		69,000	0	0	0	69,000			0	69,000		
		1 予備費		69,000	0	0	0	69,000			0	69,000	
									99 予備費	69,000	0	69,000	
歳 出 合 計			20,500,000	0	0	0	20,500,000			15,689,145	4,810,855		

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会備品帳簿価格計算書

NO	品名	購入金額 (円)	数量	購入日	使用期間(月)	残存割合	耐用年数 (年)	定額(償却率)	残存価格 (円)	減価償却額 (円)	帳簿価格 (円)	備考
1	デジタルカメラ	36,750	1	H15.7.14	7月～12月(6)	0.1	5	0.2	3,675	3,307	33,443	
2	スキャナ	14,196	1	H15.7.14	7月～12月(6)	0.1	5	0.2	1,419	1,277	12,919	
3	ICレコーダー	48,300	2	H15.7.14	7月～12月(6)	0.1	5	0.2	4,830	4,347	43,953	
4	事務用机キャスターセット	23,000	1	H15.7.23	7月～12月(6)	0.1	15	0.066	2,300	683	22,317	
5	ホワイトボード予定表	5,000	1	H15.7.23	7月～12月(6)	0.1	8	0.125	500	281	4,719	
6	事務用いす(肘付き)	3,000	1	H15.7.23	7月～12月(6)	0.1	15	0.066	300	89	2,911	
7	DVD・CD-RWドライブ	17,850	1	H15.8.22	8月～12月(5)	0.1	5	0.2	1,785	1,338	16,512	
8	MOドライブ	20,265	1	H15.12.19	12月(1)	0.1	5	0.2	2,026	303	19,962	
	合計	168,361	9								156,736	

公印は、廃棄処分するものとする。

有形固定資産の残存割合は、一律10%（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第5条第1項）

残存価格 = 購入価格 × 0.1

減価償却額 = (購入価格 - 残存価格) × 定額(償却率) × 使用した月 ÷ 12

帳簿価格 = 購入価格 - 減価償却額